

学校経営方針

1. 校 訓

「敬愛・奉仕・誠実」

2. 教育目標

- (1) 自ら進んで学ぶ人間の育成
- (2) 規範意識を持ち、人権を尊重する人間の育成
- (3) 困難を乗り越え、回復できる人間の育成

3. めざす学校像・生徒像・教師像

(1) めざす学校像

- ①生徒が生き生きと活動し、魅力溢れる楽しい学校
- ②安全・安心で、規律や思いやりのある落ち着いた学校
- ③保護者や地域から信頼され、充実した授業が行える学校

(2) めざす生徒像 「目標を持って努力する生徒」

- ①「敬愛」を意識させ、「思いやりのある生徒」の育成
- ②「奉仕」を意識させ、「すすんで学び働く生徒」の育成
- ③「誠実」を意識させ、「あいさつができ時間や決まりを守る生徒」の育成

(3) めざす教師像 「生徒理解に努め、信頼される教師」

- ①生徒から信頼される教師…生徒に寄り添い、成長を支える真剣な姿
- ②保護者から信頼される教師…生徒の成長を共に願い、共感・共同で育てる姿勢
- ③地域から信頼される教師…地域の活力を取り込み、共に育てる活動の推進
- ④仲間から信頼される教師…若手、ミドル、ベテランによる組織的な教育活動の推進

4. 学校経営方針

「楽しく安全・安心な学校、通わせたい学校」

- ・学ぶ楽しさを感じる授業、自分たちで創ったという達成感をもたせる行事、部活動をめざす。
- ・生徒理解を大切にした生徒指導、教育相談を組織的に行う。
- ・保護者、地域が安心して通わせたい学校づくりをめざす。
- 「若手教員早期育成プログラムに基づき、O J Tの観点から教員を育てる」
- ・キャリア・ステージに応じた研修の実践と検証を行い、着実に教員としての指導力育成を図る。
- ・組織の活性化、意図的なO J Tを若手育成の方針としてチーム高尾台で取り組む。

5. 今年度の重点的な取組目標と具体的な方策

(1) 学習指導の充実

- ・新金沢型学校教育モデルに基づき、主体的・協働的に学ぶ生徒の育成をめざすとともに、学ぶことが楽しいとすることができる授業づくりを行う。
- ・各種学力調査、定期テスト等の分析結果を基に指導改善を行い、学力向上を図る。
- ・校区小中一貫「授業5か条」を基本にした、「学習規律」の徹底を図る。
- ・一人一台端末を効果的に活用し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図る。

(2) 生徒指導・教育相談の充実

- ・学校生活全体において、自己有用感を高める指導・支援を行う。
- ・特別な教科道徳を要とし、すべての教育活動で心の教育を推進し、道徳教育の充実を図る。
- ・教育相談の充実を図り、積極的な生徒指導・生徒理解を進める。
- ・小中一貫教育を活かし、9年間で健全な生徒を育てる。

(3) 組織的な学校・学年運営

- ・学年経営は学年主任、分掌は担当主任・主事が中心となって組織的に運営する。
- ・危機管理意識を高め、「報・連・相」を常態化し、情報を共有したチームで対応する。
- ・全教職員で、全生徒を育てる。(掃除・給食の時間、各種行事等)
- ・各種校務分掌について、前年度の反省を踏まえ、だれもが実践できる提案を行う。

(4) 若手教員早期育成プログラムの実践

- ・コーディネーターを中心として校内研修の企画運営の工夫改善に取り組む。
- ・校務分掌部会、教科部会をできるだけ時間割内に配置し、放課後の時間確保に努める。
- ・生徒指導、保護者対応について意図的なOJTを実施する。
- ・時間外勤務縮減を意識した、若手育成プログラムの確立に努める。

6. 教職員の業務適正化に向けた具体的な取組

(1) 月2回以上の定時退校日

- ・各月に定時退校週間を設け、定時退校可能日を2回以上設定する。

(2) 最終退校時刻

- ・最終退校時刻を夏期は20時、冬期：19時30分とし、時間外勤務時間が月45時間未満を目標とする。

(3) 各種会議の整理・統合

- ・校務分掌部会、教科部会をできるだけ時間割に配置し、放課後の時間を確保する。
- ・職員会議の議件の事前配付や提案方法の改善で時間縮減を徹底する。
- ・各種会議や校内研修の工夫改善及び整理・統合を積極的に実施する。

(4) 教職員の意識改革

- ・職員会議等を活用し、教職員の働き方改革に向けての研修会を実施する。

(5) 保護者や地域の方々の理解・協力

- ・PTA総会・スクールフォーラムや役員会、部活動保護者会等において、教職員の勤務時間の現状や改善方針について説明し、理解・協力を求める。

(6) 部活動指導

①基本方針

- ・国及び県、市の取組方針を踏まえ、市中学校長会の方針に基づき取組を進める。

②活動時間

- ・平日2時間程度とする。終礼後の準備・活動終了後の後片付けを含め、最終下校時刻を18時とする。
- ・学校の休業日3時間程度とする。

③休養日

- ・本校の施設使用を効率的に行えるよう配慮し、週2日以上休養日を設ける。
※週に、平日1日と土曜日又は日曜日の計2日間を原則とする。
※週休日、祝日又は振替休日において、年間52日以上休養日を設定する。
※大会等で休養日を設定できない場合は、事前に学校長の承認を得て、翌週の平日に代替の休養日を設ける。

④部活動指導員の活用

- ・指導員の活用を積極的に進める。

(7) 教職員の業務適正化の取組の評価

- ・学校評価の項目に、働き方改革や業務改善の項目を設け、取組状況の評価について分析検討を実施し、次年度の取組に生かす。